

令和5年度水道事業会計資金不足比率

資金不足比率とは、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第2項の規定により算定した数値で、資金不足額の事業規模に対する比率をいいます。

当企業団の令和5年度の資金不足比率は下記のとおりで、資金不足額が発生しないため同比率は算定されず、経営の健全性が確保されています。

特別会計の名称	資金不足比率	備 考
南予水道企業団 水道事業会計	— %	

記

- 1 資金不足比率欄には、比率が算定されない場合は、「—」を記載
- 2 備考欄には、資金不足比率が算定される場合、算定に用いた事業の規模を記載